

京都大学船井哲良記念講堂・船井交流センター使用規則

(平成19年10月9日制定)

(目的)

第1条 この規則は、京都大学船井哲良記念講堂・船井交流センター規程（平成19年10月9日総長裁定。以下「規程」という。）に定めるもののほか、京都大学船井哲良記念講堂・船井交流センター（以下「記念講堂等」という。）の使用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(地域住民)

第2条 規程第3条第3項の地域住民は、京都市西京区の桂坂学区又は松陽学区に居住する者とする。

(使用申請)

第3条 規程第8条第1項の施設の使用に係る申請は、当該施設の区分に応じて次表の申請時期欄に定める時期に、同表の提出書類欄に定める書類を提出して行わなければならない。

| 施設の区分 | 申請時期 | 提出書類 |
|--------|---|----------------------------|
| 一時使用施設 | 使用しようとする日（複数日に連続してまたがる場合はその最初の日）の1年前から10日前まで。ただし、国際会議その他の大規模な会議等の会場として一時使用施設を使用しようとする場合で、当該会議等の準備その他の都合により、1年以上前に一時使用施設の使用許可を受ける必要があるときは、さらにその6月前からその使用を申請することができる。 | 一時使用施設 使用申請書 (様式1-1) |
| 地域交流施設 | 使用しようとする日（複数日に連続してまたがる場合はその最初の日）の1月前から10日前まで | 地域交流施設 使用申請書 (様式1-2) |
| 長期使用施設 | 使用を開始しようとする日の2月前まで | 長期使用施設 使用申請書 (様式1-3) |

2 地域住民が地域交流施設の使用申請を行うときは、自動車運転免許証その他当該地域に居住することを証する書類を提示しなければならない。

3 規程第7条第2項の規定による長期使用施設の使用期間の延長の申請は、使用責任者（規程第9条第3項に定めるものをいう。以下同じ。）が、その使用期間が満了する日の2月前までに、管理責任者に長期使用施設使用申請書（様式1-3）を提出して行わなければならない。

(使用許可等の通知)

第4条 規程第9条第1項本文の通知は、一時使用施設、地域交流施設又は長期使用施設の使用の許可又は不許可の別に応じ、一時使用施設使用（変更）許可書（様式2-1）、地域交流施設使用（変更）許可書（様式2-2）若しくは長期使用施設使用（変更）許可書（様式2-3）又は一時使用施設使用不許可書（様式3-1）、地域交流施設使用不許可書（様式3-2）若しくは長期使用施設使用不許可書（様式3-3）を申請者に交付して行うものと

する。

(使用変更申請)

第5条 規程第9条第4項の使用日時の変更又は使用の取止めの申出は、一時使用施設、地域交流施設又は長期使用施設の区分に応じ、一時使用施設使用変更・取止め申請書(様式4-1)、地域交流施設使用変更・取止め申請書(様式4-2)又は長期使用施設使用変更・取止め申請書(様式4-3)により行うものとする。

(使用変更許可の通知)

第6条 規程第9条第4項の使用日時の変更に係る通知は、第4条の規定に準じて行うものとする。

(使用取止め許可の通知)

第7条 規程第9条第4項の使用取止めの許可通知は、一時使用施設、地域交流施設又は長期使用施設の区分に応じ、一時使用施設使用取止め許可書(様式5-1)、地域交流施設使用取止め許可書(様式5-2)又は長期使用施設使用取止め許可書(様式5-3)を使用責任者に交付して行うものとする。

(契約)

第8条 管理責任者は、本学の教職員以外の者に長期使用施設の使用を許可する場合において必要と認めるときは、当該使用の申請を行った者との間で賃貸借契約を締結することがある。

(原状変更)

第9条 規程第10条第4号ただし書の規定による許可は、使用責任者からの申出に基づき、管理責任者が特に必要と認める場合に限り行う。

2 前項の申出は、事前に、当該工作又は変更の必要性、程度及び内容、使用を終えた後の原状への回復その他必要な事項を記した書面を提出して行わなければならない。

(施設使用料の減免)

第10条 規程第13条の規定による施設使用料の減免は、船井哲良記念講堂・船井交流センター運営委員会(以下「委員会」という。)の議を経て決定する。

(返還の期限)

第11条 規程第14条第1項の規定による返還の期限は、使用終了日時までとし、同日時までと同項の原状回復及び同条第2項の検査確認を受けなければならない。

(立入調査)

第12条 規程第16条の規定による随時立入において調査が行われるときは、使用責任者は、当該調査に協力しなければならない。

2 管理責任者は、前項の調査により、管理上特に必要と認めるときは、使用責任者に対して是正措置を求めることができる。

3 管理責任者は、使用責任者が前項の求めに応じないときは、規程第11条第1項第3号の規定に基づき、当該施設の使用許可を取り消し、又は使用を中止させることがある。

(安全衛生管理)

第13条 長期使用施設の使用責任者及び当該施設を使用する者は、当該施設における安全衛生管理について、関係する法令等及び本学の諸規程を遵守するとともに、法令等及び本学の諸規程の規定に基づき管理責任者が行う指示に従わなければならない。

2 長期使用施設の使用責任者は、その責任において、当該施設の使用において、騒音、振動、

水質汚濁、悪臭等の環境問題が発生しないよう予防措置を講じ、及び問題が発生した場合は速やかに解決のための措置を講じなければならない。

3 管理責任者は、使用責任者が前項の措置を講じないときは、規程第11条第1項第3号の規定に基づき、当該施設の使用許可を取り消し、又は使用を中止させることがある。

4 一時使用施設及び地域交流施設における安全衛生管理については、前3項の規定に準じて取り扱うものとする。

(経費負担)

第14条 次の各号に掲げる長期使用施設の使用に係る経費は、当該施設の使用責任者の負担とする。

(1) 施設の維持管理のために通常必要とする軽微な修理、消耗品の取替え等の経費

(2) 施設又はその設備に変更を加える場合及びこれを原状に回復する場合の経費

(3) 実験機器等の搬入、設置、調整及び撤去に係る経費

(4) 光熱水料及び通信費

(規則の変更)

第15条 管理責任者は、次の各号に掲げる場合には、使用責任者の同意を得ることなくこの規則を変更できるものとする。

(1) この規則の変更が、使用責任者の一般の利益に適合するとき。

(2) この規則の変更が、規程第2条の目的及び記念講堂等の使用目的に反せず、かつ、記念講堂等管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 前項による規則の変更にあたっては、規則の変更をする旨及び変更後の規則の内容並びに変更の効力発生日を、当該効力発生日までに相当な期間において本学ホームページに掲示し、又は使用責任者に電子メールで通知するものとする。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、委員会の議を経て、管理責任者が定める。

附 則

この規則は、平成19年10月9日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年8月18日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。